

港湾審議会第164回計画部会資料

# 厳原港港湾計画書

— 改訂 —

平成9年11月

厳原港港湾管理者



本計画書は、

- ・ 昭和58年10月長崎県地方港湾審議会
- ・ 昭和58年12月港湾審議会第104回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成8年2月長崎県地方港湾審議会

の議を経た<sup>いづはら</sup>厳原港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

I	港湾計画の方針 .....	1
II	港湾の能力 .....	3
III	港湾施設の規模及び配置 .....	4
1	公共ふ頭計画 .....	4
2	フェリー及び旅客船ふ頭計画 .....	5
3	水域施設計画 .....	5
4	外郭施設計画 .....	6
5	小型船だまり計画 .....	6
6	臨港交通施設計画 .....	7
IV	港湾の環境の整備及び保全 .....	8
1	港湾環境整備施設計画 .....	8
V	土地造成及び土地利用計画 .....	9

## I 港湾計画の方針

厳原港は、九州本土と朝鮮半島とのほぼ中央に位置する対馬島の南東岸に位置しており、急峻な山地が迫るリアス式海岸湾奥部の天然の良港であったことから、古来より中国大陸及び朝鮮との交易港として知られ、昭和26年9月重要港湾に指定された。

本港は、対馬島の表玄関であり、島内消費物資の流通拠点として、また、本土連絡の定期航路の基地として重要な役割を果たしており、平成6年の港湾取扱貨物量は、内貿176万トン（うちフェリー107万トン）に達している。

多くの島嶼部を有する長崎県は、離島振興策を県の主要施策として掲げ、その積極的推進を図っているところである。特に対馬地域においては、九州本土との距離的隔絶性の克服と交流促進のための基幹交通網の整備、恵まれた自然環境、歴史的文化遺産を生かした地場産業の活性化と広域的観光の振興及び定住・交流条件向上のための生活環境の改善等が主要課題とされている。

このような中で、対馬島における物流、人流の拠点である本港においては、フェリー貨物量の伸びが堅調であるとともに、船舶の大型化が進展している。

また、併せて、対馬島の玄関口としてふさわしい空間の形成が求められていることから、フェリーふ頭の再開発が急務となっている。

さらに、地域振興のため、物流・人流機能の充実はもとより、水産振興のための基盤の充実、港湾や海洋と親しむことができる賑わいと潤いのある空間の創造などの要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 対馬島と九州本土とを結ぶフェリー船舶の大型化に対応するとともに、対馬の玄関口としてふさわしい空間の形成を図るため、フェリーふ頭の再開発を進める。
- 2) 対馬島における物資の流通拠点として、RO/RO船及び一般貨

物船の大型化へ対応した機能の確保を図る。

- 3) 船舶の安全な港湾利用を確保するため、航路、泊地等の静穏度の向上を図る。
- 4) 漁船、遊漁船等の小型船の利用に対応した機能の拡充と港内における適切な収容を図る。
- 5) 港湾における快適な環境を創造するため、緑地等の親水空間の確保を図る。
- 6) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 7) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間の形成を図るため、港湾陸域13ha、海域9haからなる港湾空間を以下のように利用する。
  - ①<sup>いづはら</sup>巖原地区フェリーふ頭周辺及び北部西側、南部、<sup>くた</sup>久田地区東側を物流関連ゾーンとする。
  - ②巖原地区中央部を人流関連ゾーンとする。
  - ③巖原地区北部東側、久田地区西側、南側を船だまり関連ゾーンとする。
  - ④巖原地区北部東側、久田地区南部西側を、緑地レクリエーションゾーンとする。



## II 湾岸の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	10万トン
	内 貿 (うちフェリー)	230万トン (うち150万トン)
	合 計	230万トン
入港最大標準船型		1万G/T級
港湾利用者数	旅客施設利用者	20万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1. 公共ふ頭計画

##### 1-1 巖原地区

鉱産品等の外貿貨物、砂・砂利、ユニットロード貨物等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深7.5m 岸壁2バース 延長330m

ふ頭用地 1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

既定計画	水深7.5m	岸壁1バース	延長130m
	水深5.5m	岸壁1バース	延長90m
	ふ頭用地 2ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）		
	既設		
水深5m	岸壁	延長18m	

##### 1-2 久田地区

林産品、金属類、化学工業品等を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深5.5m 岸壁1バース 延長100m

ふ頭用地 1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

既定計画	水深5.5m	岸壁2バース	延長180m
	ふ頭用地 1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）		

## 2. フェリー及び旅客船ふ頭計画

本土連絡フェリーの大型化並びに高速旅客船の導入に対応するため、フェリー及び旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

### 2-1 巖原地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長200m (公共)

水深7m 岸壁1バース 延長40m (公共)

ふ頭用地 1ha (旅客施設用地及び荷捌施設用地)

〔既定計画	水深6m 岸壁1バース 延長153m (公共)	〕
	ふ頭用地 2ha (旅客施設用地)	
〔既設	水深5.5m 岸壁2バース 延長180m (公共)	〕

## 3. 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路を次のとおり計画する。

### 3-1 航路

久田地区 巖原航路 水深7.5m 幅員170m

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

〔既定計画	泊地 久田地区 水深7.5m 面積1ha	〕
-------	----------------------	---



#### 4. 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

##### 4-1 防波堤

巖原地区 内防波堤 延長60m

久田地区 南防波堤 延長300m (工事中)

〔既定計画〕  
久田地区 南防波堤 延長370m

#### 5. 小型船だまり計画

漁船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

久田地区

物揚場 水深4m 延長125m

水深3m 延長325m

船揚場 延長30m

ふ頭用地 2ha

〔既定計画〕  
久田地区  
物揚場 水深3m 延長180m  
船揚場 延長30m  
ふ頭用地 1ha



## IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

### 1. 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

巖原地区 緑地 1 ha

久田地区 緑地 1 ha

既定計画

巖原地区 緑地 1 ha

久田地区 緑地 2 ha



## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

[ 単位 : ha ]

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
厳原地区	( 4 ) 7	( 1 ) 4	( 1 ) 1	( 1 ) 2	( 1 ) 1	( 6 ) 14
久田地区	( 2 ) 7	1		( 1 ) 2	1	( 3 ) 11
合計	( 5 ) 14	( 1 ) 5	( 1 ) 1	( 2 ) 3	( 1 ) 2	( 9 ) 25

注1. ( ) は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 既定計画

[ 単位 : ha ]

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	都市再開発用地	交通機能用地	緑地	合計
厳原地区	( 5 ) 9	( 1 ) 1		( 1 ) 2	( 1 ) 1	( 6 ) 11
久田地区	( 2 ) 7		( 1 ) 1	( 1 ) 2	( 1 ) 2	( 4 ) 11
合計	( 7 ) 16	( 1 ) 1	( 1 ) 1	( 2 ) 3	( 1 ) 2	( 10 ) 22

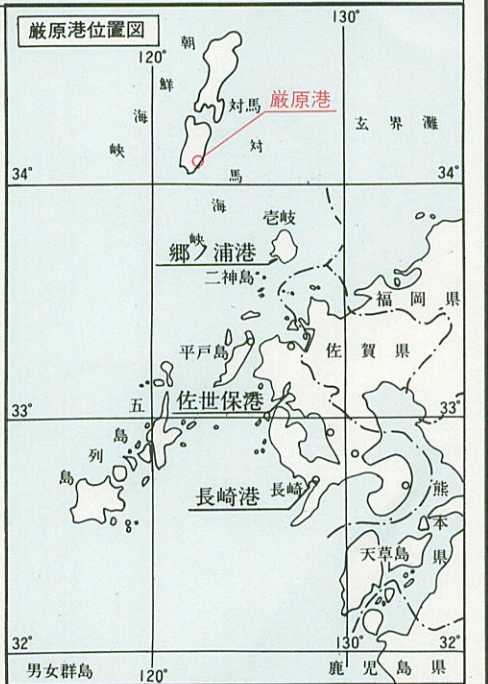
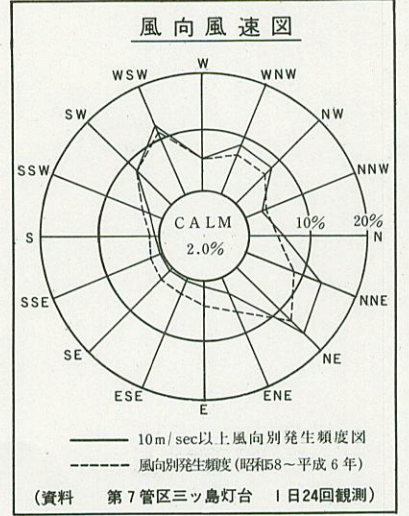
注1. ( ) は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 本表は現在の土地利用計画の標記方法に沿って作成したものである。



# 厳原港港湾計画図



港湾審議会第一六四回計画部会資料(平成九年十一月)